

## 南信州地産地消推進協議会規約

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本協議会は、南信州地産地消推進協議会(以下「協議会」と称する。

#### (事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を飯田市育良町1丁目2番地1に置く。

#### (目的)

第3条 本協議会は、南信州産の農畜産物及び地域の食文化を広く発信し、地元農畜産物による食を提供するための生産・流通・サービス・消費のシステムを確立する。また、地産地消による「食」の側面からの宿泊・飲食店の認証制度を創設し、地域住民や訪れる人々の満足度を高める。そのための関係機関による連携と協働で地産地消による経済循環を高め、持続可能な地域づくりに貢献することを目的とする。

#### (事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

- (1) 情報交換
- (2) 先進地視察
- (3) 地産地消の啓発活動及び啓発イベントの開催
- (4) 地産地消への賛同する宿泊飲食施設の拡大
- (5) 流通システムの研究
- (6) 流通システムの試行と検証
- (7) 地産地消システムの確立
- (8) 地産地消の認証制度研究と試行
- (9) その他目的達成のために必要な事業

### 第2章 会員

#### (会員)

第5条 本協議会の会員は、次の通りとする。

- (1) みなみ信州農業協同組合
- (2) 飯田商工会議所
- (3) 飯伊旅館組合
- (4) 飯田市旅館組合
- (5) 飯田食品衛生協会
- (6) 飯伊調理師会
- (7) 長野県南信州地域振興局(商工観光課、農業農村支援センター)
- (8) 飯田市(産業経済部農業課、観光課)

- (9) 飯田市農業振興センター
- (10) 観光地域づくり法人/地域連携DMO 株式会社南信州観光公社
- (11) 農産物に関する流通業者
- (12) その他目的達成のために必要な者

### 第3章 役員

(役員)

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 監事 2名
- (4) 必要に応じて顧問、相談役を置くことができる。

(役員の仕事)

第7条 協議会の役員は次の職務に当たる

- (1) 代表は、本協議会を代表し、その業務を総理する。
- (2) 副代表は、代表を補佐する。
- (3) 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて異常の事実を発見したときは、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。
- (4) 顧問、相談役は会の運営に関する助言等を行う。

(選任等)

第8条 役員は総会において選出する。

- 2 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### 第4章 総会

(構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会の仕事は、代表が務める。

(開催)

第10条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、代表が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき開催する。

(定数及び議決)

第11条 総会は、全会員の2/3の出席がなければ開催することができない。

- 2 総会の仕事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。
- 3 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された議案について書面

を提出して表決するか、委任状を提出して他の会員に表決を委任することができる。この書面または委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。

(審議事項)

第 12 条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画及び予算の決定に関する事
- (2) 事業報告及び決算の承認に関する事
- (3) 規約の改廃に関する事
- (4) 役員を選任に関する事
- (5) その他必要と思われる事項に関する事

(議事録)

第 13 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長が、署名、押印をしなければならない。

第 5 章 幹事会

(構成)

第 14 条 幹事会は、各会員の実務担当者等を幹事として構成する。

(機能)

第 15 条 幹事会は、次の事項を行う。

- (1) 事業計画案の策定
- (2) 事業の具体的な企画・運営に係る事項
- (3) その他事業実施に必要な事項

(開催)

第 16 条 幹事会は、幹事が必要と認める場合に随時開催する。

第 6 章 会計等

(経費)

第 17 条 本協議会の経費は、負担金、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

(会計年度)

第 18 条 本協議会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(保存期間)

第 19 条 当該事業に係る書類の保存期間は当該事業終了後5年間とする。

## 第7章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第20条 この規約は、総会において全会員の議決を得なければ変更することができない。

### (解散)

第21条 本協議会は、総会において全会員の議決を経て解散することができる。

2 解散時に本協議会において有していた事業計画書、実績報告書や各種会計書類等の文書及び当該事業の実施に係る責任並びに補償に関する事項について、本協議会の構成員となっている株式会社南信州観光公社が、当該事業終了後5年経過する間、引継ぐものとする。

### (残余財産の処分)

## 第22条

前項の残余財産は、総会において、全会員の議決を得て処分するものとする。

## 第8章 事務局

### (設置等)

第23条 本協議会の事務を処理するため、南信州観光公社に事務局を設置する。

2 事務局には、事業統括員、並びに会計事務責任者（兼務可）を置く。

3 事業統括員、並びに会計事務責任者は代表が任命する。

### (備え付け書類)

第24条 事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 代表、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

## 第9章 補足

### (委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

## 附則

- 1 この規約は、本協議会が設立された日又は、変更された日から施行する。
- 2 協議会の最初の事業年度は、協議会設立の日から令和3年3月31日までとする。
- 3 最初の役員の任期は、就任後1年内の決算に関する総会の終結の時までとする。